

第 852 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 6 年 12 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 852 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 852 回紫波町農業委員会総会は、令和 6 年 12 月 20 日、紫波町役場に招集された。

- 1 開催日時 令和 6 年 12 月 20 日(金) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分
- 2 開催場所 情報交流館 大スタジオ
- 3 議事日程
 - 日程第 1 議事録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について
報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
 - 日程第 4 議案第 1 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について
 - 日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
 - 日程第 6 議案第 3 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 日程第 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 4 出席委員 (10 名)

1 番 蒲生庄平 君	3 番 大沼仁志 君	4 番 鈴木芳勝 君
5 番 山田 譲 君	6 番 佐藤武士 君	8 番 高橋伸夫 君
9 番 横沢一則 君	10 番 佐藤廣志 君	11 番 工藤姫子 君
12 番 岡市充司 君		
- 5 欠席委員 (1 名)

2 番 若菜 千穂 君	7 番 菅川 正 君
-------------	------------
- 6 遅刻委員 な し
- 7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長	高田 浩一 君
事務局次長	藤根あけみ 君
主任	横沢三重子 君

○事務局長（高田浩一君）

ただ今から、第 852 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

皆さんご苦労様です。年末の何かと忙しいところお集まりいただきありがとうございます。今年も色々となりましたけれども、今年最後の総会となりました。

今年の漢字は金ということでしたが、これはオリンピックの金メダルとか、国会議員の

キックバック、不記載による金の問題と言われております。私はあの文字は重いという字にしか見えなかったのですが、書道家から聞けばあれも金なのだそうです。

日本の食料自給率は、カロリーベースで38パーセント、つまり62パーセントは外国からの輸入に頼っている状態です。世界的には慢性的な食糧不足が続いておりますが、輸入食品の値上げも続いておりまして、この日本の輸入に頼った食生活はやがては息詰まることが目に見えております。食料安全保障の面から考えても国内生産可能な食料は、たとえ多少割高になったとしても海外から輸入せず、国内で賄うようにしていかなければならないと思います。このことは先月27日に衆議院議員会館で開催されました岩手県選出国會議員との懇談会の席上でも要請してきたことでもあります。

来る2025年は、今実行していただいている地域計画の完成に向けて忙しい時期になると思いますけれども、委員各位がそれぞれの地区でまとめていただくことになりますのでよろしくお願いいたします。

それでは本日の総会審議よろしくお願いいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長に任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いいたします。

（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、2番 若菜千穂委員、7番 菅川正委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長に

において 5 番 山田譲委員、8 番 高橋伸夫委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第 3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第 2 条第 1 項の規定により、専決処分した件数が 26 件ありますので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 2 ページをご覧ください。

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が 6 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

次に 4 ページをご覧ください。報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出が 15 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

続きまして、報告第 3 号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について 5 件の届けがあり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第 4 議案第 1 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 9 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定についてご説明します。

お手元に配布した農地法関係調査資料の 1 ページからを併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、12 月 17 日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしくをお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 1 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番は、譲受人が長年、借り受けて耕作していた組田で、組田を解消する売買であります。譲受人は、農機具一式を所有する自己完結型の経営を行っているため問題がないと思われます。

農地調整小委員会では、この案件は地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 10 ページをご覧ください。議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画作成の要

請についてご説明いたします。本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画作成を要請することについて決定するものです。

(議案書朗読)

以上の案件につきましては、12 月 17 日の農地調整小委員会でご審議いただき、農業経営基盤強化促進法第 18 条に規定された要件を満たしていることをご判断いただいております。決定の上は令和 7 年 2 月 6 日公告予定です。よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番から 15 番までが新規案件であります。多くの案件は、耕作の利便性のため、また農地所有者の高齢化や後継者不在で耕作ができなくなったことにより、地域の認定農業者及び大規模農家、または営農組合等に耕作を依頼するものです。

付議番号 1 番の農地は組田であり、1 枚の田を同一耕作者にするため、貸借契約をするものです。

また、付議番号 4 番と 5 番についても、1 番と同様、組田の耕作者を集約するものであります。

付議番号 2 番と 3 番は、高齢で耕作できなくなり、後継者がいないことから近くの農地を耕作している農家に耕作を依頼したものです。

付議番号 6 番の農地は、貸渡人の自宅周辺の耕作地から離れた場所にあり、借り受け者が耕作しているエリアにあるため、引き受けることになったものです。

付議番号 7 番から 12 番までは、地域の話合いによって、耕作の利便性を考慮した農地を配分し、耕作地を集約した貸借契約をするものです。

付議番号 13 番、14 番、15 番の農地は、貸渡人の自宅周辺の耕作地から離れた場所にあり、その近くの農地を耕作している借受人が引き受けることになったものです。

付議番号 16 番以降は更新の案件で、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

付議番号 1 番から 19 番までの農地の耕作者は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

農用地利用集積等促進計画作成の要請という新しい言葉について説明をお願いします。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

これまで農業経営基盤強化促進法により農地利用集積計画を定めていましたが、令和5年の法改正で相対での貸借契約ができなくなり、それによって貸借は農地中間管理機構を通して契約することになりました。それが農用地利用集積等促進計画になります。これまで地域計画が策定されるまでは2年間の猶予期間がありましたが、令和7年3月で猶予期間が終わり7年の作付けからはすべて農用地利用集積等促進計画になります。農地中間管理機構が計画策定するもので、農業委員会は中間管理機構に計画作成を要請することができるというものです。よって今回から議事のタイトルがこのようになりました。

○議長（岡市充司君）

はい、ありがとうございます。

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画作成の要請については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。調査資料は2ページからになります。

（議案書朗読）

本案件につきましては、12月17日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

5番委員。

○5番（山田譲君）

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する現地調査を12月17日に畠山佳正推進委員、北田利康推進委員、事務局長と私の4人で現地調査をしてきましたので報告いたします。

付議番号1番は、売却のために調べたところ、宅地の一部が農地だったということで願い出がでたものでございます。

付議番号2番は、農業後継者が新しく家を建てるため確認したところ農地のままだ

ったものです。

どちらの案件も、証明願のとおり認めてよい状態でありました。報告は以上です。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決
するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定につい
て、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、をご
説明します。調査資料は4ページからとなります。

（議案書朗読）

以上の案件につきまして12月17日に現地調査を実施しております。案件調査書
に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対す
る本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実
施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

5番委員。

○5番（山田譲君）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、12月
17日に4名で現地調査をしてまいりましたのでご報告いたします。

付議番号1番は、農業後継者が家を建てるため転用しようとするものです。実際は
農作業小屋が今回転用しようとする筆に建っておりますが、農業に必要な施設であり
周辺の農地には影響がないと見てまいりました。以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

確認ですが、議案第3号とは同じ場所ですか。

藤根次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

同じ敷地内ですが、家を建築する部分と、適用外願いが出されたところは別になります。調査資料の図面に示されたとおりです。

○議長（岡市充司君）

5 番委員。

○5 番（山田譲君）

畑として 30 年前に使っていたところは長年耕作されず、現在砂利も入り敷地内通路として利用されています。

○議長（岡市充司君）

了解しました。

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 4 号 農地法第 5 条による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 4 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 852 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 30 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員